

平成 23 年第 3 回
美唄市議会定例会会議録
平成 23 年 9 月 6 日（火曜日）
午前 10 時 00 分 開議

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

出席議員（14 名）

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	小 関 勝 教 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
11 番	五十嵐 聡 君
13 番	土 井 敏 興 君

出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
（市民部長事務取扱）	
総 務 部 長	伊 藤 敦 史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	市 川 厚 記 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君

市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教育委員会教育長	安 田 昌 彰 君
教育委員会教育部長	奥 山 隆 司 君

選挙管理委員会委員長	後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局長	鎌 田 覚 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前 10 時 00 分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

11 番 五十嵐聡議員

12 番 小関勝教議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9 番金子義彦議員。

● 9 番金子義彦議員（登壇） 平成 23 年第 3 回定例会にあたり、大綱 3 点について市長にお伺いをいたします。

大綱 1 点目は、医療行政についてであります。

本市において、地域医療のかなめであります市立美唄病院ではありますが、平成 20 年に病院経営健全化計画を作成してから 3 力年が経過しています。計画達成目標年の平成 27 年度まで、本年、平成 23 年度を除けば残り 4 力年であります。私は新人議員でありますし、過去の状況はすべて把握していませんが、一市民として、今まで市立病院の状況については、経営等を含め心配をしている一人でもありました。しかし今回、議員として資料などを調べて見ますと、健全化計画と経過実績に大きな開きがある部分が多々ありました。

市長は今回の選挙公約、また、所信表明の中でも市立病院に対して多額の累積赤字の解消を含め、財政健全化に取り組むと述べられています。市民の声や医師会などと連携していくことは大切であると思いますが、今までの健全化計画に対する実績がどのように検証され、今後どうするのかを主として協議の課題を整理していくことが大切ではないかと考え、以下 5 点について伺います。

1 つは、経営健全化計画における平成 22 年度の資金不足比率の達成状況の推移について、また、あわせて一般会計からの繰入金について、計画以外の経営状況も含め伺います。

2 つは、病院事業会計における経常収支の過去 3 力年の計画及び実績値と、入院通院患

者に関わる計画及び実績値について伺います。

3 つは、美唄市地域医療に関する懇談会が設置されておりますが、今までの検討協議の経過と協議内容についてお聞かせください。また、今後の検討の進め方について伺います。

4 つは、経営健全化計画において一般会計より前倒しして繰り入れすることにより、計画はどのようになるのか。

5 つは、市立美唄病院の現状の経営状況、健全化計画による一般会計の投入計画、病院経営の実態を市民に示し、市民の声を聞くべく設問をしっかりと検討し、アンケート調査を早急に実施すべきと考えますが、この部分について伺います。以上 5 点について、市長の見解を伺います。

大綱 2 点目は、少子高齢社会における人口対策についてであります。

本市において、人口の減少並びに少子高齢化は非常に大きな問題ととらえているところでありますが、かつては 3 万人を超えていた人口が、平成 16 年より 3 万人を割り、本年 6 月末では 2 万 5,875 人となり、人口動態では年間約 500 人ほどが減少し、予想を大きく超える減少が続いています。

平成 23 年 3 月現在の高齢者人口、65 歳以上では 8,600 人、33.2% となっております。現在の数値から推計しますと、10 年後には市民の半分 50% の方が 65 歳以上の高齢者となるわけです。さらに年齢階級別人口を見ますと、生産年齢人口が減少し、労働力の減少や地域経済を支える購買層の減少にもつながり、地域の活力低下が懸念されます。また、人口の減少による、子育てに対する不安感や負担感が増し、少子化が加速して

いくことが懸念されます。

早い段階から積極的に人口減少に歯どめをかけるべく、雇用、医療、子育て支援、教育及び移住・定住の支援など、総合的な施策が必要と考えますが、人口減少歯止め対策の実施状況について伺います。

大綱３点目は、農業行政についてであります。

本市の基幹産業である農業について、振興支援策等を行っている状況にありますが、既にご承知のとおり、春先の天候不順によりタマネギの定植が大きく遅れ、収穫物への影響を懸念したところでありますが、収穫作業中ではありますが、明らかに小径小玉であり、収量の落ち込みが見込まれます。

また、転作主要作物である小麦の収穫も終了し、秋播き小麦につきましては５俵強、春播き小麦につきましては３俵といった収量となっている状況であります。

本年についても期待を裏切る結果に終わり、３年連続しての不作となってしまいました。共済金があっても、農家経済には大きなダメージを受けられると思われます。再生産のための支援が必要と思いますが、考えを伺います。

また、併せて栽培への技術指導内容の見直しも含めた指導体制の強化が必要と考えますが、市長の考えを伺います。

以上、この場より質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇）金子議員の質問にお答えいたします。

初めに、医療行政について病院経営健全化計画における資金不足比率の現状と一般会計

からの繰り入れについてであります。資金不足比率の状況といたしましては、平成２１年度が計画値１１５．８％に対し、実績値１１３．６％で、２．２ポイントの減少となり、平成２２年度は計画値１２０．１％に対し、実績値１２６．９％で６．８ポイントの増加となったところでございます。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、病院経営健全化計画に基づき、平成２１年度は計画どおりの３億９，５５３万３，０００円、平成２２年度は計画４億９，２８４万７，０００円に対し、実績６億１，１５１万９，０００円で、このうち１億０，６００万円は、平成２７年度分から前倒しにより追加で繰り入れしたものであります。

次に、美唄市地域医療に関する懇談会の経過及び内容についてであります。平成２０年６月に、市民が安心して生活できる医療体制の構築を図るため、地域医療の今後の在り方や市立美唄病院が果たす役割等に関して意見交換等を行う目的で設置したものであり、保険・医療・福祉団体、経済団体、労働団体などの代表者により１９名の委員で構成し、これまで６回開催してきたところであります。

懇談会においては、市民の多様な企業ニーズに対応するための医療提供体制のあり方として、市立病院が他の医療機関との連携のもとで、１次から１．５次医療を提供するとともに、第２次医療圏の拠点病院とのネットワークをいかに深めるかなどについて、意見交換を行ってきたところであり、救急医療、人工透析、療養病床の必要性などについて、ご意見をいただいたところでありますが、一定程度の意見交換が尽くされたことから、本年

8月10日をもって解散いたしました。

今後は、懇談会から頂戴したご意見を踏まえながら、本市の目指すべき地域医療のあり方について一定の方向性を見出すため、行政と医療関係者による新たな検討機関の設置に向け、取り組んでいるところでございます。

次に、一般会計からの繰入前倒しによる病院経営健全化計画の今後の見通しであります。病院経営健全化計画期間内における不良債務解消のための一般会計からの繰り入れは、総額21億円を財政健全化計画に基づき、各年度ごとの繰り入れを計画的に実施しております。本年度は、今般の定例会に補正予算として提案しております2億5,100万円について、平成24年度から平成27年度までの4年間のうちから前倒しを行う予定であり、繰入額を見直す年度については、今後、財政健全化計画を見直しする中で整理することとしております。

病院経営健全化計画の期間については、病院特例債の償還期間が平成27年度までとなっていることや、病院会計の自己解消分もありますことから、現時点において、当初計画どおりの期間で推進していかなければならないものと考えております。

なお、繰入額の変更に伴う病院経営健全化計画の変更については、道と事前の協議を行っており、計画の変更は行わず、決算終了後の実施状況報告により、道、国に報告することとしております。

いずれにいたしましても、財政健全化計画や病院経営健全化計画を早期に達成するよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アンケートによる市民の意識調査等についてであります。本市の新たな地域医療体制を確保するため、保健・福祉との連携の取れた医療環境を構築していかなければならないと考えており、この中で市立美唄病院の方向性を見出していくこととしております。このため、地域医療のあり方全般について、一定の方向性を見出すための新たな検討機関を設置することとしていますので、この方向性がある程度定まった段階で、市民の皆さんの声を反映する方法などについては、アンケート調査を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、少子高齢化社会における人口減少対策についてであります。本市の人口は、死亡者数が出生者数を上回り、転出者数が転入者数を大きく超えるなど、自然減に加え、社会減も止まらず、1980年代は一時緩やかになっていましたが、1990年代以降、再度現象が加速している状況にあります。そのため、経済振興と雇用の創出、子どもを産み育てる環境づくり、移住・交流施策等、総合的な人口減少対策の推進が必要と考えております。

これまでの取り組みとしては、経済振興と雇用対策については、農商工連携事業の促進や企業立地活動の推進、さらには、事業者交流による新産業の創出などを進め、産業振興を図るとともに、国や道などによる雇用対策に関連した助成制度の活用促進に努めているところでございます。

子どもを産み育てる環境づくりについては、教育環境の向上を含め、社会全体で子どもを大切にし、支援していく仕組みが必要である

ため、子育て支援サポーターの育成、子育てネットワークづくり推進等のさまざまな事業を展開しております。また、就労する保護者の増加及び多様化する就業形態等のニーズに対応するため、保育環境の整備や放課後児童対策の充実に努めているところであります。

移住・定住対策につきましては、引き続き美唄市移住・定住推進協議会の皆さんとともに、短期滞在の受け入れに関する情報や不動産情報を充実し、積極的に発信を進めているところであります。

なお、本年度は、道の緊急雇用創出推進事業補助金を活用し、臨時職員を雇用して、窓口対応や資料発送等の受入対応業務の充実に努めているところであり、今後、インターネット上でブログ等による移住体験された方の体験談の発信や地域情報発信を行い、移住・定住に結びつける取り組みをさらに進めることとしております。

次に、農業行政について、タマネギ生産農家などへの支援についてであります。先月25日に実施いたしました作況視察の際、農協担当職員の方からは、春先の天候不順による定植作業遅れなどから、タマネギは小玉傾向にあり、収穫量に影響するとの説明を受けたところでございます。

また、小麦につきましては、先月2日に各地域の調製施設を訪問した際、今年は粒が細く、収量は期待したほどではないと伺っていることから、収穫量は平年を下回るものと予想しております。

市といたしましては、水稻も含めた農産物の出荷状況を総合的に把握した上で、各農協や空知中央農業共済組合などと情報交換等を

行いながら、今後の対応について協議してまいりたいと考えております。

また、営農指導につきましては、空知農業改良普及センターの指導のもとに、各農協が行うこととなっておりますが、市といたしましては、小麦の播種時期が迫っていることから、道が今年の減収要因をもとに作成した、「きたほなみ」の営農技術対策に関するパンフレットを農協と連携して生産者へ配置することや、必要な情報の提供を行うなど、次年度に向けた営農対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、病院事業会計の計画実績と入通院計画実績の状況につきましては、病院事務局長から答弁させます。

私からは以上でございます。

- 議長内馬場克康君 市立病院事務局長。
- 市立美唄病院事務局長高倉雄二君 病院事業会計の計画実績と入通院計画実績の状況につきましては、私からご答弁させていただきます。

病院事業会計における過去3カ年の経常収支と、患者数の状況についてであります。計画と実績の比較で申し上げますと、平成20年度は、経常収益、計画12億2,614万7,000円に対し、実績12億5,309万3,000円で、2,694万6,000円の増。経常費用、計画15億1,684万9,000円に対し、実績15億0,034万1,000円で、1,650万8,000円の減となり、経常損益は、計画2億9,070万2,000円の損失に対し、実績では2億4,724万8,000円の損失で、4,345万4,000円の損失が縮減され

ました。患者数は、入院、年延べ患者数が、計画2万4,017人に対し、実績2万3,838人で、179人の減、外来、年延べ患者数が、計画6万8,883人に対し、実績6万9,661人で、778人の増となりました。

21年度は、経常収益、計画14億2,694万2,000円に対し、実績14億2,954万9,000円で、260万7,000円の増。経常費用、計画14億4,762万7,000円に対し、実績14億2,643万6,000円で、2,119万1,000円の減となり、経常損益は、計画2,068万5,000円の損失に対し、実績では311万3,000円の利益となり、2,379万8,000円の損失が解消され、利益の発生となりました。患者数は、入院、年延べ患者数が計画2万6,025人に対し、実績2万6,300人で、275人の増、外来、年延べ患者数が、計画7万3,733人に対し、実績7万0,058人で、3,675人の減となりました。

平成22年度は、経常収益、計画15億4,714万3,000円に対し、実績14億2,766万6,000円で、1億1,947万7,000円の減。経常費用、計画16億6,879万4,000円に対し、実績16億1,788万2,000円で、5,091万2,000円の減となり、経常損益は、計画1億2,165万1,000円の損失に対し、実績では1億9,021万6,000円の損失で、6,856万5,000円の損失増となりました。患者数は、入院、年延べ患者数が、計画2万7,412人に対し、実績2万5,

296人で、2,116人の減、外来、年延べ患者数が、計画7万1,322人に対し、実績6万1,282人で1万0,040人の減となったところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） 平成23年第3回市議会定例会にあたり、私は大綱2点について市長にお伺いを申し上げます。

大綱の1点目として、福祉行政、その中でも地域包括支援センターについて中心にお伺いをします。

最近の福祉行政については、市町村行政の窓口や地域に設置される総合システムが重要な役割を果たすようになってきている現状にあります。この現状の中で、平成18年4月の介護保険法の改正によって設置されることになった地域包括支援センターは、在宅、お年寄りが中心になるわけですがけれども、介護支援センターの機能を大幅に拡大して、地域住民の生活圏において、包括的な相談支援を行う仕組みとして注目されてきております。

地域包括支援センターの事業内容につきましては、包括的支援事業として、介護予防ケアマネジメント事業。総合相談、それと支援事業。3番目として権利擁護事業。4番目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を一体的に行うこととされております。センターの職員は、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3名を置くことになっております。包括支援センターは、市町村によって設置される機関であり、社会福祉士、保健師、介護支援専門員などの専門職

員が、身近なところで相談に応じ、地域の支援ネットワークを構築していく上で重要な意義を持っていると思います。

そこで、美唄市における地域包括支援センターについて、市長にお伺いをいたします。

1点目として、センターの相談件数を見ると、平成20年度123件、平成21年度161件、平成22年度220件と増加していますが、市内では、まだまだ様々なケースが潜在化している状況もあると思われます。そこで、地域包括支援センターの今後の方向性を、住民にどう周知・理解してもらおうとしているのかをお伺いをいたします。

2点目として、センターと民間事業所などの専門職同士の連携が必要と思われます。公的な部分と私的な部分や、ボランティア、町内会でのささえあいなどの必要性を強く感じておりますが、市長としての考え方を伺います。

3番目として、美唄市の現状や、前述したことをいろいろな角度から考えてみると、市の職員についても専門職を採用して、配置を増やすべきではないかと考えております。市長の考えをお伺いをいたします。

大綱2点目ですけれども、これについては、駐屯地に関わる交付金等についての質問でございます。

交付金の種類についてでございますが、国有提供施設等所在地市町村助成交付金、自衛隊募集事務委託金、国有資産等所在市町村交付金及び納付金などがあると聞いておりますが、その他の交付金もあると思いますが、あと、どのような種類の交付金があるのか、お伺いをいたします。

2点目として、交付金等の歳入・歳出について、市内でのいろいろな部分で活用していると思われますが、内容を伺います。

3点目として、今後の計画や見通しについて、駐屯地の維持・存続の必要性が美唄市にとって必要不可欠と思われるし、防衛施設周辺事業を活用した市内環境の整備の考え方について、市長にお伺いをします。

以上をもって、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、地域包括支援生活センターについてであります。本市の地域包括支援センターは、平成18年4月に高齢者支援のワンストップ窓口として開設して以来5年が経過し、当初は介護認定で要支援の判定を受けた方のケアプラン作成等の介護予防ケアマネジメントが主な業務でしたが、現在は高齢者の日常生活を総合的に支援できるよう各種業務にも取り組んでいるところでございます。この間、センターの役割や業務内容について、広報メロディーへの掲載や各種イベントでのパンフレット配布などを行い、PRをしてきたところであり、今後におきましても、どんなことでも気軽に相談できる窓口として、その周知に努めてまいりたいと考えております。

専門職の連携につきましては、高齢者の生活支援を進めるにあたって、センターとサービスを提供する事業所や医療機関などとの情報や意見の交換は大変重要であり、対応の難しいケースが増えてきている状況の中で、専

門職同士はもとより、民生委員など関係者と幅広く連携して、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支える包括ケアの体制づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

専門職の増員につきましては、現在、センター設置に必要な保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種のほか、看護師や介護支援専門員を配置して業務を行っており、職員数は今後の業務の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、陸上自衛隊美唄駐屯地について、駐屯地に関する交付金等についてであります。初めに、国からの交付金等の種類につきましては、ご質問で挙げられたもののほか、平成22年度におきましては、国庫補助金としてゴクドウ川河川改修事業費補助金が交付されているところであります。

平成22年度の陸上自衛隊美唄駐屯地に関する交付金等について申し上げますと、歳入では、国有提供施設等所在地市町村助成交付金100万4,000円、自衛官募集事務委託金3万3,000円、国有資産等所在市町村交付金及び納付金385万4,000円、河川改修事業費補助金1,512万9,000円で合計2,002万円となっております。歳出では、ゴクドウ川河川整備事業として1,873万3,000円、ゴクドウ川整備事業に係る公債費の元金及び利子として1,308万6,000円、自衛隊協力会補助金として5万円、合計3,186万9,000円となっております。

次に、今後の計画や見通しについてありますが、防衛施設周辺整備事業として、ゴク

ドウ川河川整備事業を平成24年度まで予定しているほか、市道西21線改良舗装を本年度から着手しているところであります。

今後は、地域の要望などを考慮し、防衛施設周辺整備事業を活用した環境整備について、十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員（登壇） 2011年第3回定例会にあたり、大綱3点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、国民健康保険についてであります。

1点目は、国民健康保険運営協議会の審議状況についてであります。私は今年3月の第1回定例会において、保険料が市民生活の大きな負担になっていることから、その引き下げについてどうなのかお聞きしたところ、桜井市長は、「国民健康保険会計の状況は大変厳しく、ここ数年の中で支払準備金も取り崩し、底をついてきている。保険料の値上げに向けて税率を改定するため、平成23年度中に運営協議会で協議したい。」というご答弁でありました。平成23年度も9月に入りましたが、その協議がこれまで何回実施され、そこではどのような意見が出されているのか、お聞きいたします。

2点目は、一般会計からの法定外繰り入れについてであります。運営協議会では、現在税率改定に向けての協議中と思いますが、道内の多くの市では市民負担の軽減のために、一般会計からの法定外繰入を行っていますが、本市でもそれができないのかどうか。また、

これまでの過去の国保会計で、本市においては法定外の繰り入れの実績があるのかどうか、お聞きいたします。

その３点目は、資格証の発行についてであります。本市では、保険料の滞納者に対する資格証の発行の比率が道内の他市に比べて極めて高くなっています。私はこの問題についても度々議会で取り上げ、他市に比べての細かい比較を数字を挙げて申し上げましたので、今回はそれを致しませんが、お聞きしたい事は、平成１８年度から平成２２年度までの過去５年間と現時点での本市の国保税の滞納世帯数と、資格証発行件数と、これの発行割合及び短期証の発行件数がどのようになっているのか、お聞きいたします。

大綱質問の２点目は、消防行政についてであります。

その１点目は、本市消防署の充足率についてであります。１２号台風により和歌山、奈良、三重などの各県では水害や土砂崩れなど多くの犠牲者が出るなど大きな被害が発生し、消防署員や消防団員の献身的な活動が報道されています。また、３月１１日の東日本大震災のときには、多くの消防署員や団員も犠牲になりながらも、残された署員や団員は、家族が犠牲になったり住宅が流されたりされながらも、被災者の救出や捜索に献身的な活動が報道されていますが、そうした消防職員や消防団員に対し、改めて敬意を表したいと思えます。しかし、そうした報道の中で、一部ではあります、津波などの対応で消防署員が不足していたことも報道されています。災害など不測の事態が発生した場合、何と云っても一番頼りになるのが消防署員であり、団

員であります。人員が不足していることが、災害に対して迅速に対応できないということがあってはならないことですが、本市の場合消防署員の充足率はどのようになっているのか、お聞きいたします。

その２点目は、消防団の状況についてであります。火災や災害に対応する団員の果たす役割は極めて大きなものであります。本市での消防団の分団数、団員の定数に対する充足率、団員の平均年齢について、お聞きいたします。

その３点目は、消防団の常駐体制についてであります。本市には、消防本署のほかに各地域には消防団分遣所がありますが、本署以外での常駐体制がどのようになっているのか、お聞きいたします。

その４点目は、消防の広域化についてであります。消防の広域化については３年前から議論されてきていますが、本市においては、その進捗状況がどのようになっているのか、お聞きいたします。

大綱質問の３点目は、三井美唄幼稚園についてであります。

その１点目は、認定子ども園の準備状況についてであります。認定こども園については、平成２４年度での三井美唄幼稚園の閉園に向けて、保護者や地域の要望である、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設として開設されるわけですが、その準備状況がどのようになっているのかをお聞きいたします。

その２点目は、子ども園の設置にあたって、保護者との話し合いはどのようになっているのか、その経過も含めてお聞きいたします。

その３点目は、幼保一元化についてであり

ます。現在、国の方では、保育所に入りたくても入れない幼児の待機者が数10万人にも上り、保育所の大幅な増設が国民の大きな要求になっていることから、幼稚園と保育所を1つにした施設として、幼保一元化を目指していますが、市としてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険について、国民健康保険運営協議会の審議状況についてであります。本市の国民健康保険事業におきましては、本年度において国民健康保険支払準備基金がほぼ底をつく見込みから、来年度に向けて国民健康保険税の改定の検討を行っているところであります。

今年度の国保運営協議会は、現在までに7月、8月と2回開催されており、会議内容は、現在までの医療費の推移や保険税の賦課状況、収納状況の決算数値や現在の税率の経過等を説明し、現状について認識をいただいているところであります。今後は、医療給付費のほか事業費の見込み及び税率等、考え方をお示しし、ご審議をいただく予定となっております。

次に、一般会計からの繰り入れについてであります。国保事業を安定的に運営していくためには、国保制度が持つ構造的な問題である高齢者や低所得者が多い状況を踏まえ、今後慎重に検討していく必要があると考えております。また、過去における一般会計からの法定外繰り入れであります。過去10年

間で見ますと、平成13年度及び平成14年度において、市が実施している医療費助成制度分に係る国庫負担金の減額影響分を繰り入れしている状況であります。

次に、消防行政について、本市消防署の充足率についてであります。本市における消防の充足率については、消防力の整備指針で示された基準では、人口2万人以下の市街地には、1署の設置が定められていることから、署の充足率は100%、消防車両の充足率は90%で、職員の充足率は67%となっております。

次に、消防団の状況についてであります。美唄市消防団は、1本部9分団を組織し、団員の定数は285名で、実員数が257名となっており、充足率は90%で、隊員の平均年齢は41.7歳となっております。

次に、消防の常駐体制であります。現在、消防職員が消防署以外で常駐している分遣所が2カ所あります。峰延分遣所では職員2名が交替で勤務を行い、南美唄分遣所では嘱託職員1名を配置しているところで、ともに分団詰所を併用し勤務しているものであります。

次に、広域化についてであります。平成20年に北海道消防広域化推進計画が策定され、広域化の組み合わせについて、南空知圏の4市5町の枠組みが示され、平成22年に南空知消防広域化等研究会を立ち上げ、南空知の消防に関する調査・研究を行い、報告書をまとめたところであります。現在は、それぞれの構成する市町で検討を進めているところであり、当市におきましても、年内をめどに消防の広域化について慎重に検討を進めているところであります。

次に、三井美唄幼稚園について、認定こども園の準備状況についてであります。今年7月1日に三井美唄幼稚園、三井美唄保育所の職員並びに保護者の代表と、庁内の関係職員で構成する「美唄市南美唄地区認定こども園に関する検討委員会」を設置し、三井美唄保育所を認定こども園とする方向で、平成25年4月の開設に向けて、施設の環境整備や入所の条件などについて現在、協議を進めております。

次に、保護者との話し合いについてですが、これまでも地域説明会を開催し、情報提供に努めてまいりましたが、今後においても検討委員会の進捗状況などをお知らせし、保護者の方のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、幼保一体化についてであります。市としましては、今後、国の動向を注視しながら内容の把握や対応について検討してまいりたいと考えております。国においては、本年7月29日に「子ども・子育て新システム」に関する中間とりまとめが決定され、平成23年度中に法案が国会に提出されることとなっております。市といたしましては、今後、国の動向を注視しながら、内容の把握や対応について検討してまいりたいと考えております。

なお、資格証の発行につきましては、副市長から答弁させます。

私からは以上でございます。

- 議長内馬場克康君 副市長。
- 副市長(市民部長事務取扱)藤井英昭君 資格証等の発行につきまして、私からご答弁をさせていただきます。

過去5か年間の年度末における滞納世帯数、資格証発行件数、滞納世帯における資格証の発行割合及び短期証の発行件数を申し上げます。

平成18年度は、滞納世帯1,399世帯、資格証162件、滞納世帯における資格証の発行割合は11.6%、短期証は364件。

平成19年度は、滞納世帯1,398世帯、資格証139件で発行割合は9.9%、短期証は340件。

平成20年度は、滞納世帯1,278世帯、資格証135件で、発行割合は10.6%、短期証は338件。

平成21年度は、滞納世帯1,199世帯、資格証132件で、発行割合は11%、短期証は290件。

平成22年度は、滞納世帯1,154世帯、資格証108件で発行割合は9.4%、短期証310件となっております。

なお、直近、平成23年8月末現在、滞納世帯数は954世帯、資格証発行件数は92件、資格証の発行割合は9.6%、短期証発行件数は303件となっております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君(登壇) 長谷川議員の質問にお答えします。

三井美唄幼稚園について、幼保一元化についてであります。国においては、幼保一体化を含む「子ども・子育て支援システム」について、中間的議論を取りまとめた段階であり、本年度中に法案が提出されるものと認識しているものであります。

今後の国の動向等を注視しながら、内容の

把握を行い、関係部署と対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 2番長谷川吉春議員。
- 2番長谷川吉春議員 この場から何点かについて再質問させていただきたいと思います。

最初に、国民健康保険の問題でありますけれども、先程のご答弁では、運営協議会中での議論の経過と言いますか、この審議状況で言いますと、現在まで4月、8月、2回開会され、その内容は、現在までの医療費の推移だとか、あるいは保険税の賦課状況だとか、そうした現状を把握するということをやられているということでございます。そうした中で、今後のこの協議の見込みとしては、税率などの考え方を審議していきたいという具合にお答えされているわけでございます。

私は、この審議の問題ですけれども、審議に当たって市長がどのような立場で臨むのかと、市の考えを示していくのかということでお聞きしたいと思うわけです。当然、運営協議会の中で協議されることではありますけれども、市の考え方を一切持たないで、運営協議会の出た結論をそのまま引き受けるということになるのか。あるいは市としての一定の考え方と言いますか、例えば、この国保会計も大変なので、この税率改定値上げに向けて検討してほしいということだとか、あるいは市民負担が大きくなるので、そうならないような対策を考えてほしいと。そうした市の考え方を示して協議いただくという具合になるのかですね。その辺のところの市長のお考えをお聞きしたいという風に思います。

資格証の発行ですけれども、以前の本会議

の中で、この美唄での資格証が他の市に比べて発行の割合が非常に高いということで、各市の名前、それから細かい数字も挙げて本会議の場で申し述べたこともあります。今回はそうした細かい数字については申し上げませんけれども、やはり依然として美唄は他市に比べて飛び抜けて滞納世帯に対する資格証の発行の割合が高いわけです。

先ほど、ご答弁で、市民部長の方から滞納者数あるいは、その中での資格証の発行件数がご答弁されましたけれども、5年間の中での滞納世帯数の中での資格証の発行の割合ですね、これが5年間の経緯を見てもそう変わらないということは、他市に比べて飛び抜けて高いという部分で言えば、この5年間でほとんど変わっていないことになるわけです。

私は、こうした資格証の発行を何としても、本当に悪質と言われる部分についてはやむを得ない部分もありますけれども、私は資格証の発行については、あくまでもそこのご家庭のこの状況も十分考慮をして行きながら発行すべきでないかと、このように考えているわけです。

3月に報道されたことですが、千葉県で国保税を滞納して差し押さえをされた。年金を差し押さえされたわけです。だから収入が全くない。そうした中で、77歳の男性が餓死するという、そうした事故が起きているわけです。こうしたことは全くあってはならないことですが、現実にはそうしたことがあるわけです。全国的に言えば、こうした資格証の発行、いわゆる国保税を滞納していることを理由に、普通のこの国民健康保険証が発行交付されないと、そのことで病院に

行きたくても行かない、治療が遅れる、そうしたことで命を落とす。そうしたことが今でも年間かなりの数に上っているわけです。

私は、この美唄においては、そうしたことがあってはならないと思いますし、この資格証の発行に当たっては、あくまでもそれぞれの家庭の状況を十分考慮していく必要があるのではないかという具合に思いますけども、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

次に、消防行政についてでございますけれども、消防署員の充足率、これが67%ですか。車両の充足率は90%、職員の充足率は67%ということですね。この67%ということは割合で言えば、約3分の2、必要な人数の3分の2というのが、美唄の消防署員の数になるわけです。もちろん、充足率を計算するにはいろんな条件があると思いますけれども、私はいざというとき、大きな災害だとか、そういう場合には、やはり一番頼りになるのが、この消防署員あるいは消防団員なわけです。そうした中で、いざというときに緊急の事態に対応できないということは、あってはならないと思うわけです。

よく火災の時に、火災の後、近所の人たちだとか、火災にあった家庭の人たちから、いろいろお話を聞く事があるんですけども、よく言われるのが消防署に通報したけども、なかなか消防自動車がかかるのが遅いということがよく聞かれるわけです。近所の人達、あるいは火災に遭ってる本人にすれば、消防自動車がかかるまでの1秒1秒が、本当に1年にも2年にもと言いますか、大げさですけども、1時間にも2時間にも感じる、そういうことがまああるわけです。

皆さん方の中には、目の前で自分の家が火災にあってどんどん燃えていく、そうした経験をお持ちの方というのは、そう多くはないと思うんですけども、私は25年前に私の家が火災に遭いました。当時、住んでいたのが、炭鉱の4軒長屋の3件目に住んでいて、出火したのが一番端だったわけです。それが、どんどん燃え広がってきて、私の家に広がってくるという、それが私の目の前で起きていたわけです。自分の目の前で自分の家が燃えていく、自分の財産が燃えていく。そうしたことを目の当たりにして、本当にそうしたときの消防自動車の到着、そうしたことがやはり1秒1秒が1時間にも2時間も感じられる、そうした体験をしたことがあるわけです。そうした災害のときに、やはり迅速に対応していく上でも、充足率を100%に持っていく、そうした努力が必要ではないかという具合に考えるわけであります。

それから次に、分遣所の常駐体制の問題ですけども、現在峰延で職員が2人24時間体制で常駐している、南美唄の分遣所では、日勤で嘱託職員1人が常駐しているというご答弁だったわけです。南美唄の中では、常駐体制が今後どうなるのかという事が、いろいろ地域の中では心配の声が上がっているわけです。ご承知のとおり、ここ1、2年の間、南美唄で2度の火災で二人の方が亡くなっているわけです。こうしたことから、やはり、南美唄の分遣所がどうなるのか、常駐体制がどうなのかということは非常に心配になるわけです。常駐者がいるかいらないかで、いざ火災になった場合に、消防車が出動する時間に非常に大きな差が出てくるわけです。

だから、南美唄の中では、つい最近の火災で、そうした犠牲者が出ているということもありますし、常駐している方の年齢の問題などもありまして、今後、分遣所の常駐体制がどうなるのか、非常に心配されるところでありますけども、南美唄の分遣所の常駐体制、今後どのようにお考えなのかとお聞きしたいと思います。

それから次に、幼稚園の問題ですけども、1つは保護者の話し合いの問題です。これは、三井美唄幼稚園を閉園したいということが言われて、その後ずうっと何回か保護者との話し合いが進められ、その中で幼稚園そのものを完全になくしてしまうということではなくて、幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持った形での認定こども園という形で、現在進められているわけですけども、まだ具体的な中身については固まっていけないということです。で、認定こども園としての具体的な内容が固まる時期がいつになるのか。それからまた、保護者の意見や要望がどのように反映されるのか。この点についてお聞きしたいと思います。

次に、幼保一元化の問題についてであります。先ほど教育長がご答弁の中で、この一元化の問題については、国の動向を注視しながら、内容の把握や対応について検討してまいりたいというご答弁になりました。しかし、現実にはどうかと言いますと、もう既にそうした国の動きというのは非常に早い形で進められているわけです。昨日、5日付になりますけども、厚生労働省が待機児童の深刻な地域の中で保育所の面積の基準の緩和を認めるということで、35の自治体に対して、それ

を告知しているわけです。これは、昨日付けで厚生労働省が35の自治体に告知してるんですけれども、保育所を設置する場合に当然いろんな規制があって、その中で面積の規制もあるわけですけども、この面積の規制を緩和するということを告知してる訳です。それでは、どれだけ緩和するのかと、基準を引き下げるのかということは、これは全部市町村に任せると、自治体に任せるといことなわけです。ということは、言い換えれば、児童の福祉に関して、国の責任を放棄する、そのことに繋がって行く措置になるわけです。これは非常に大きな問題だと思うわけです。

8月の6日から8日まで、群馬県で開催された全国保育団体高度研究集会があったわけですけども、そこには全国から7,500人の父母や保育関係者が集まって、いろいろ協議、話し合いがされたわけです。その中で出された問題が、いわゆる民主党政権がこの7月に発表した新システム、先ほど教育長がご答弁された中身ですよ。この問題がいろいろ議論になったわけです。これは、児童福祉法の自治体の保育実施義務を無くするという問題だとか、あるいは利用料ですね、保育の。これを応益負担にするという問題だとか、営利企業の参入を促進する、こういう問題が入っているわけです。この新システムの中には入ってるわけですね。そのほかにも保育士の資格の無い職員も認めるということも検討されているわけです。この幼保一元化という問題が実施された場合、どのようになるのかということは、まだまだ具体化されていないわけですから、あれですけども。ただいま申し上げたような中身で見ましても、非常に大

きな問題が含まれているわけです。

もし、この幼保一元化という問題が法制化された場合、今進めている三井幼稚園、三井保育所の認定こども園、あるいは美唄市内にある幼稚園、保育所、そうしたものも全て、美唄市がやろうと思えば、幼保一元化、法制化されたものにしていくことが可能なわけですよね。たとえば、美唄市内には私立の幼稚園も幾つかあるわけですが、そうした幼稚園で保育事業も行うということもできるわけです。そうした民間企業を参入できる、そうしたことになるわけですからね。そうした私立幼稚園が保育にも取り組んでいくということも可能になりますし、そうなった場合、美唄にある公立保育所をいわゆる経費節減ということで、公立の保育所を減らすということも可能になるわけですね。そうした今の民主党政権が打ち出している新システムには大きな問題が含まれているわけですが、こうした問題に対して、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険税の改定についてですが、国保事業の安定的運営を図るため、増加する医療費の給付に要する費用などを賄う歳入の確保が必要となることから、現時点では、国保税率を上げざるを得ない状況にあります。今後は数値を見極めながら、考え方を示したいと考えております。

次に、資格証についてですが、催告書等により納税相談を促しても全く反応がない、あるいは納付約束を交わしたのにも関わ

らず理由も無しに履行しないなど、納付する意識が欠如していると判断した世帯には発行しているところでございます。ただし、18歳到達後の年度末までの子どもに対しては、短期証を交付しているところでございます。

次に、消防職員の充足率であります。これは、主に消防車両数をもとに必要な職員数を積み上げた充足率でありまして、実際の火災においては、全ての車両が同時に出動するわけではなく、車両の乗り換えにより対応しているところであります。充足率については、南空知5消防本部の平均充足率64%と比較しますと、当市の充足率は67%と、若干ではありますが高めの水準となっております。今後とも消防体制については、市民の暮らしの安全・安心の確保に向けて、必要な整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、南美唄分遣所のあり方についてですが、南美唄分遣所については、現状の勤務体制を考えております。

次に、認定こども園の具体的な内容についてですが、施設整備や入所条件等の詳細については、平成24年7月をめどに取りまとめたいと考えております。また、保護者の意見・要望については、検討委員会の保護者代表の意見も伺いながら、今後、地域で開催される説明会において、相互の意見調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

幼保一元化についてですが、現在のところ、法整備後の各施設におけます具体的

な姿が定まっていなことから、今後の国において検討されます制度の内容を見ながら、関係機関、関係部署とも連携しながら、幼稚園の運営の方向性について今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。
- 2番長谷川吉春議員 国民健康保険の問題について、再々質問させていただきたいと思ひます。

先ほどの市長のご答弁で、国保会計、安定的に維持していくためには、保険税の値上げもやむを得ないというご答弁だったわけです。これは非常に市民生活にとっては大きな問題になると思うわけです。

今年の8月、第3回臨時会の中で、高橋市長が所信表明されたわけですが、その中でこのように述べています。「私は、本市の第6期総合計画である、びばい未来交響プランに基づき、まちづくりを進めていくことを基本に考えておりますが、」という事で、「その中で、2つの目標と6つの重点を掲げ、取り組んでまいりたい」ということで、「その1つは、元気な人づくり、まちの輝きは人の輝きだと思っています」ということで、「一人ひとりが元気に輝くまちづくりを進めていきたい」と。「そのためには、重点の1つ目は、人にやさしい健康で元気なまちづくり、市民の皆さんが生活する上で健康で安心して暮らせるまちづくり、これは大変重要なことである」と所信表明で述べておられます。

しかし、実際にこれから値上げしようとしている国民健康保険税、これが実際に上げられるということになると、市民の生活が一層厳

しいものになるわけです。市長が標榜している健康で安心して暮らせるまちという目標から見ると、国民健康保険税の値上げというのは、市長が標榜する目標とは大きくかけ離れる内容を持つものだと考えるわけです。

私はこれまでも、機会あるごとに国民健康保険税について、本会議においても、あるいは予算委員会、決算委員会の中でも度々申し上げてきているところですが、国民健康保険会計の厳しい状況、これは、原因がどこにあるのかということでは、やはりその最大の原因は何といっても自公政権のもとで、長年にわたって続けられてきた社会保障費を毎年2,000億円ずつ削減してきたということもある訳です。この歴代の自民党政権は、1984年の国民健康保険の改悪を初めとして、国民健康保険に対する国庫支出金を削減してきたわけです。各自治体の国保会計の中に占める国庫支出金の割合もどんどん削られてきているわけです。1984年から2006年までの間に市町村の国保会計の総収入に占める国庫支出金、これが49.8%から27.1%、約半分に減らされている訳です。このことが、やはり国保会計に非常に大きな影響を与えているという具合に思うわけです。

市長は、国に対して国庫支出金の大幅な引き上げを求めるとすることは当然のことだと思いますけれども、同時に市民負担を増やさないためにも、一般会計からの法定外の繰り入れを行う必要があるという具合に思いますけれども、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

- 議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

国保税改定における繰り入れについてありますが、国民健康保険は身近な市町村を単位として運営されており、現在、国保以外の医療保険の方でも、いずれは国保に加入されるという状況は高いと思われます。

国保の構造的な問題である高齢者や低所得者が多い現状でありますことを踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

1 番倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員（登壇） 第3回定例会にあたりまして、大綱3点について市長に伺います。

大綱の第1は、市長の政治姿勢について、ということでございます。

市長は、8月1日の第3回市議会臨時会におきまして、市政執行の所信表明に先立ちまして、美唄市まちづくり基本条例第18条第1項の規定に基づいた宣誓をされております。この宣誓では、日本国憲法の遵守、そして、美唄市まちづくり基本条例及び美唄市長の政治倫理に関する条例を遵守し、地方自治の推進と市民の福祉の増進のため、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを力強く誓われております。

そこで、市長が遵守されたとした美唄市長の政治倫理に関する条例では、市長の責務について、第2条におきまして、「市長は、市政の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命達成に努めなければならない」とされて

います。また、日本国憲法第92条は、「地方公共団体の組織運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定める」として、地方自治を保障しているところでありますが、私は、地方自治は地方公共団体の自治、こういう観点から言えば、自治とは、自らの自由な意思に基づいて行為を行うことであり、団体の場合は、意思を自由に決定する。つまり、構成員の自由な意思により、その団体の意思決定をすることであり、この事が地方公共団体の地方自治の原則であるものと考えるところでございます。

そこで、地方自治の本旨には、住民自治と団体自治の両方を含み、住民自治とは、その地域における統治は、中央政府機関等によることなく、その地域の住民自身によって行われるものであり、団体自治とは、国という1つのまとまりのある領土内において、一定の地域を基礎とする団体が、その地域の公共事務を自らの意思に基づいて処理をすることであると、こういうふうに言われております。

まず、私は市長に、この地方自治の本旨についての認識をどのように答えを持たれているのか伺いたいと思います。

次に、国や道との連携についてでございますが、先の所信表明におきまして、市長は国や道との連携強化を元気なまちづくりの重点の1つにされ、合わせて市役所内の庁内組織として、経営会議と市内の経済界を中心とした仮称、地域円卓会議を施策づくりの大きな柱とされております。

地方分権や地域主権、こういう時代の流れがつくられておりますけれども、観念が先行し、人的・財政的な保障の乏しい中での権限

移譲など、地方にその負担が大きく求められている現状でもございます。美唄を含む多くの自治体は、財政状況が一向に改善されないという現状で、体力の乏しい自治体として本来の住民自治が確立しづらくなっているということも現実ではないかと考えるところでございます。

しかし、財政事情から住民福祉の後退を国や道に責任転嫁をすることは許されないわけございまして、基礎自治体として、しっかりとした政策・施策を確立して、国や道と毅然と対等の立場で自信を持った連携をしていくことが、万一の市民の皆さんの暮らしをしっかりと守っていくための行政として、大きな責任であると私は考えるところでございます。

美唄市を取り巻く状況、環境、大変大きな課題も山積をしておりますが、緊張感を持たれて就任された市長としてのリーダーシップのもと、しっかりとした政策・施策が市民の皆さんに十分理解された中で確立されることが大変大切なことであると私は考えております。

市長は、所信表明の結びに、「市民の皆さんと正面から向き合い、職員と一致団結して、ふるさと美唄を再生していく」とされております。そのためにも私は、地方行政のプロである市のすべての職員が、市民の皆さんの福祉向上のため、その持っている力を十分発揮することができる環境整備が必要であり、市長は是非、多くの職員の声を直に聞きながら、市政に取り組むことが大切ではないかと考えております。

また、市民の皆さんへの幅広い情報提供と、パブリックコメントなどを通じた市民生活の

視点や、いわゆる声なき声がしっかりと集約されることも非常に大切なことであると考えております。

そこで、市長の考える「市民の皆さんと正面から向き合う」、このことと「職員と一致団結」、この表現ですけれども、このことについて具体的な考え方や取り組みがあるのであればお答えいただきたいと思います。

大綱の第2でございます。市の組織機構についてでございます。

財政健全化計画におきましても、職員人件費の削減が大きな要素として盛り込まれ、給与の削減を初め、欠員不補充が財政健全化の前提条件かのようになっておりますが、現場では、介護保険制度や後期高齢者医療保険制度など主に社会保障制度が大きく変わり、新しい制度やこれまでの制度のさらに複雑な改変が市役所現場に強いられているのではないかと強く感じているところでございます。

これに対しまして、しっかりと職員も頑張っ
て対応している現況。しかし、職員の負担も相当なものとなっているのではないかと考えております。職員数が減少する中で、効率・効果的な業務を行わなければならない、こういう観点から、本年4月から本格導入されたグループ制については、既に5カ月を経過しておりますが、現場では、職員の頑張り
で大きな混乱は起きていないものと考えておりますものの、まだまだ職員及び市民の皆さんには、このグループ制については馴染まれてはいないのではないかなと、こういう危惧をしております。

グループ制につきましては、数年間の試行

期間を経ての導入でございました。これまでの現場の検証、全体の見直し、これからまだまだ必要ではないかなと、そういうふうに考えております。このグループ制の今後の現場の検証、全体の見直し、このことにお考えをお聞きいたしたいと思ひます。

次に、職員の定数管理についてでございます。メロディーの今月号に市の職員募集が掲載されました。相変わらず若干名の募集人員となっているところでございます。まず、若干名というのは、ゼロではなく数名ということなんでしょうが、退職予定者がある程度把握できるにもかかわらず、なぜ若干名としているのか、その理由をお聞かせいただきたい。

また、これは私の経験からも言えることですが、前年の年末に、各職場から人事担当部門がヒアリングを実施して、全庁的な職員数を前提に人事作業が進められ、例年4月の新年度を迎え、極めて業務がふくそうする時期の人事異動では、突然の新設ポストや担当職員数の削減が現場に押しつけられてしまう事があったのではないかと感じております。現場では何とか、この4月1日を持ち切り、円滑に行政サービスを提供していく最大の努力をしながら、当然といえば当然ですが、持ち切っている状況があると思ひます。

しかし、やはり職場内の計画的な専門業務のローテーションづくり、そして、職場内研修に時間をしっかり取り、職場のレベルを上げていく、専門性を高めていく、このような時間がなかなか取れない配置となっている。こんな大きな課題が生じているのではないかと考えております。

そのため、各職場の業務の実態、業務内容

実態、これに基づく職員定数管理をしっかりと行い、年度当初の4月の人事異動は欠員補充にとどめ、組織機構の改編を含めて、4月以外の時期を人事異動の時期とすることを検討する考えはないのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

次に、臨時・非常勤職員についてでございます。本年4月1日現在の市の職員の実態につきましては、いわゆる定数職員、これが416名に対し、臨時職員が210名、非常勤、これは嘱託と一般的には呼ばれておりますけれども、非常勤職員が126名とお聞きしております。このことは、市役所に働く約44.7%が臨時・非常勤の配置となっているわけであり、これに加えて、指定管理者施設で働く職員の方々を加えると、相当な人数の方が、市役所が関わる、いわば行政の現場で頑張っておられる現状ではないかと思ひます。

これまでも、財政健全化計画において、定数職員と同様に、新たな臨時・非常勤職員を配置しない事と、この数を削減を前提にした考え方で、この臨時・非常勤の職員の配置が考えられてきたのではないかとと思ひます。しかし、職場の実態・現状といたしましては、多くの業務を臨時・非常勤の方々に頼らざるを得ない現実があるのではないかとと思ひます。現状、この臨時・非常勤の配置についての、そして、臨時常勤の方々に、市役所の業務がどうしても頼らざるを得ない現状、このことに市長はどのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

私は、先ほど申し上げました市の職員定数がしっかり管理確立されることで、本来の臨時・非常勤の配置も確立されるものではない

かと考えております。しかし、これまでの経過含めまして、現状といたしましては、多くの臨時・非常勤の皆さんの存在がなくてはならないものとなっており、恒常的に再雇用を繰り返している場合も実態でございます。雇用条件は極めて不安定といってもいいものになっているのではないのでしょうか。

そこで、臨時・非常勤の職員の皆さんの雇用の実態に合わせた雇用条件・労働条件の改善について、どうお考えをお持ちか、市長にお伺いをいたします。

大綱の第3でございます。環境行政についてでございます。

地方行政におけるごみ処理の課題は極めて大きく、これまでも常に市民生活に直結するものとして、市民の皆さんの関心の高いものと考えております。今後のごみ処理や処分については、中間処理施設のあり方を含めて、全市的な議論が予定されるところであります。今一度原点と言いますか、基本にと言うか、ごみの減量化についての大切さについて、市民の皆さんが意識を強め高める取り組みが必要ではないかと考えるところでございます。

今日現在も、毎日家庭から確実にごみが排出されている訳でありまして、このまま、ごみが増え続けると、それを処理するコストも増え、他の住民サービスの低下が懸念されるところでございます。

美唄市は、早い時期から3R運動推進など、先進的な取り組みをしてきた歴史も持っております。従いまして、ごみの分別意識も比較的高いのではないかと思います。ところでございますが、ごみの有料化から4年を経過した今、一定のごみ分別等への理解が深まっているも

のとは考えるところでございますが、慣れや、一分別意識の低下も生じてきているのではないかと心配するところでございます。そこで、ごみの減量化については、今後の課題の1つであります堆肥化などにも係わる基本的なものであり、市民の皆さんが早い時期からしっかりと関心を持ち、一人ひとりが真剣に考え、取り組むことができる環境をつくることが必要でないかと考えます。

そこで、ごみの減量化についての現状の課題と今後の取り組みについて、どのようにお考えか、市長のお考えを伺いたいと思います。

以上、この場からの私の質問とさせていただきます。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君（登壇） 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、市長の政治姿勢について、地方自治法の本旨についての認識についてであります。私は、地方自治は、住民の意思に基づき民主的に行わなければならないと考えております。地方自治の本旨は、憲法第92条に基づき、地方自治法や地方公務員法にも用いられており、地方自治が目指すべき重要な規範であると認識しております。

私は、自治体本来のあり方として、この地方自治の本旨にのっとり、市民の皆さんや地域にとって、何が課題で、何が必要なのかについて、市民の皆さんの声をしっかり受けとめることが、まず重要であると考えております。このことにより、住民自治を進めていかなければならないと考えております。一方、国との関係で独立した地方政府として、自らの権限と責任において行政を処理していかな

ければなりません。そのため、地方として国に求めること、連携が必要なことについては、しっかり国に伝えながら、団体自治を進めてまいります。私は、このような考え方に基づき、「元気な人づくり」、「元気なまちづくり」を進めてまいります。

次に、市民の皆さんと正面から向き合うことなどについてであります。私が、会議やパブリックコメント手続など、さまざまな場面で市民の皆さんからご意見をいただくことはもとより、今後予定している自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会において、私のまちづくりに関する考えを述べた上で、市民の皆さんのご意見をいただくこととしております。このほか、「市長への提言」として市民の皆さんから直接文書や電子メールでご提言をいただいております。これまでは提案者にのみ、市の回答をお知らせしておりましたが、9月号の広報メロディーから、提言とそれに対する市の回答の概要を掲載し、市民の皆さんにもお知らせすることとしております。

また、市役所の日常業務の中で、市民の皆さんから担当課に出された意見や苦情などについては、今後設置する「経営会議」に報告してもらい、情報を共有すると共に、全庁的な視点で課題解決に向けて取り組むほか、現在休止している職員の提案制度を再開して、職員の意欲的なアイデアを採用していくなど、職員と一致団結した取り組みを進めてまいります。また、経営会議の結果については、市民の皆さんと情報共有を図るため、市のホームページで概要をお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、市の組織機構等について、グループ

制についてであります。今年度から本格導入したグループ制の実施状況につきましては、これまで、決裁ルートの簡素化による意思決定の迅速化や業務繁忙期の相互応援などの利点が見られております。今後におきましては、毎年度行っている組織・職員配置等ヒアリングなどを活用し、グループ制の評価・検証を行ってまいります。また、今後グループ制を補完するものとして、課内に限らず、課と課、部と部の連携を深めるための全庁的な協業の仕組みをつくることとしております。

次に、職員定数管理についてであります。職員採用募集につきましては、職員定数適正化計画に基づき、採用人員を決定しているところでありますが、退職予定者の数は、定年退職者のほかに勧奨退職の申し出があった場合など、変動することがあります。このため、職員募集開始以降の変動要素を考慮し、募集人員を「若干名」としているところでございます。

次に、人事異動の実施時期についてであります。職員の定年退職、新規採用の時期等により、基本的には定期異動は4月実施が望ましいと考えております。なお、職員異動の内示についても可能な限り早く行い、人事異動に備える時期を長く取るようにしております。今後事務処理等の見直しを行うなど、円滑な事務引き継ぎが行えるよう配慮してまいります。

次に、臨時・非常勤職員についてであります。住民ニーズの高度化・多様化が進む中、特定の資格や経験を有する専門的な業務への対応が必要となった場合には、非常勤職員により対応しております。また、臨時的な業務

や育児休業職員等の一時的な代替については、臨時職員により対応しているところであります。臨時・非常勤職員の雇用条件につきましては、最低保障賃金の動向や他市町村の実態を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行っており、平成22年度においても、一部の職種で賃金単価の引き上げを行っております。今後においても、必要に応じて臨時・非常勤職員の雇用条件の改善について、努めてまいりたいと考えております。

次に、環境行政について、ごみの減量化についてであります。平成19年度のごみ袋の有料化を実施して以来、ごみの総排出量は3割程度減少しておりますが、依然として家庭から排出される燃やせるごみの中には、新聞・雑誌の割合が約13%混入しており、燃やせないごみについては、資源ごみが37%以上も混入しているなど、適正に分別されていない状況が見受けられます。

このことから、適正なごみの分別の向上を図るため、3R推進員や清掃指導員などと連携し、分別の徹底を指導するほか、町内会等による集団資源回収を促進させるため、古紙回収業者や回収事例の紹介などを行い、今後とも市民の皆様にご理解とご協力をいただきながら、「ごみゼロ」に向けた減量化と資源化の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 1番倉本賢議員。
- 1番倉本賢議員 自席から再度質問をさせていただきます。

まず最初にですね、読み間違いなのか私の聞き間違いか、ちょっとあれなんですけども、

「地方自治法の本旨について」ということでお答えです。ただ、入り口がですね、地方自治法の本旨、法の本旨についてという認識であれば、まず、その辺の認識が私にとってはですね、本当に「地方自治の本旨」をお答えいただいているかどうかというのは、ちょっと不安になりましたけども。その辺、読み間違いではないかということを確認させていただきたいと思いますが、ただいまご答弁いただきました、地方自治の本旨につきましては、市長の住民自治と団体自治についての認識を伺いました。

市長は、地方自治が目指すべき重要な規範であり、市民の皆さんの声を受け止め、独立した地方政府として、自らの権限と責任で行政を処理していくということでございますが、新しく市長となられた高橋市長の政治姿勢や政治手腕に対する市民の皆さんの期待や関心も極めて大きく、市長の考え方や行動を市民の多くの皆さんが注視している、このように考えておるところでございます。

そのためにも私は、市政が決して特定の人のためへの公共性の無い利益誘導、そして、非民主的な、声の大きい勢力のためだけのものにならないよう、地域で暮らす市民の毎日の暮らしから出る、多くの生活者としての小さな声を大切にしていっていただきたいものと考えております。また、地方政府としての地方自治体におきましては、議会の役割と責任も強く求められているわけでございますが、市長は市議会議員としての経験もお持ちであり、首長と市議会の関係については立場が大きく変わったわけでございますが、是非ともよい意味での緊張感を持って市政を執行して

いただきたいと考えるところでございます。

さて、再質問の内容でございます。市民の皆さんと正面から向き合うことと、職員等の一致団結についてでございます。

市長は、ご自分のまちづくりに関する考え方を示した上で、さまざまな場面で市民の皆さんからのご意見を集約し、課題解決等に取り組んでいくとされております。そのためには、出来るだけ具体的な、わかりやすい説明や資料を提供していただき、共通認識を持った上での話し合いというか、議論をすることができるような姿勢を持っていただきたいと考えるところでございますが、いかがでしょうか。

また、職員との関係でございますが、職員の意欲的なアイデアの採用など、このことにより取り組むとされておりますけれども、職制の中でのリーダーシップは当然必要なことであると考えております。しかし、市長が就任して短い期間ということもあろうかと思えますけれども、私は、実際に市の幹部職員から、「うちの所属職員から聞かれたんだけど」、「市長が変わった、この事で自分たちは何か考え方を変えなければいけないのか」と聞かれた。』その幹部職員は、「なかなか明確な説明、指示ができない。戸惑っている。』。こんな声も聞いております。

短い期間ですから、なかなか共通認識が一致するというのは、これからの話だと思えますけれども、是非とも民主的なリーダーシップによる高橋カラーをお示しいただき、職員は市長の意を受けて行政事務に当たっているわけですから、基本的な考え方を職員と共有できる環境をつくるのが大切ではないかと

考えております。その辺、高橋市長はどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思えます。

あわせて、職制の中では、職員の現場からの声は、法令に基づく手続きでしっかり受けとめられるものと考えておりますけれども、非常勤職員を合わせ500名を超す市の職員ではありますが、市長は是非、人と人としての交流の中で、相互に信頼関係を築くことについて大切さを感じる、このことについてどのようにお考えになるのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、グループ制の現状と非常勤の配置についてお聞きいたします。実態といたしましては、グループ構成に当たりましては、非常勤職員の存在を無視することが出来ない現状ではないかと思えます。従いまして、労働条件の改善が、実際にご苦労されておる、現場で常勤職員囑託としての頑張りに対して、労働条件の改善、そして、雇用不安を、どう使用者として受けとめ、これからの職員の生活を守っていくのか。この辺も含めて、非常勤職員の配置基準、これは正規職員の配置基準にも共通する部分でございますが、出来るだけ分かりやすく明確にするお考えはないのか、お伺いをいたしたいと思えます。

以上で、私からの再質問とさせていただきます。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、市民の皆さんと正面から向き合うなどについてであります。今後予定の自治組織代表者会議やまちづくり懇談会等で、具

体的なわかりやすい説明や資料提供をし、共通認識を持った中で話し合いをしてまいりたいと考えております。

次に、市政執行に当たっての職員との関係についてであります。私の考えている元気な人づくり、元気なまちづくりなど、まちづくりの基本的な考え方について共有し、市役所の組織全体がそれに向かって最大限、力を発揮できる体制を作ることが大切であると考えております。このため、今後設置の経営会議において情報の共有を図りながら、横断的な議論を行い、課題解決に向けた検討などを通じて、私の考え方を職員に明確に伝えてまいります。

また、職員との信頼関係を築くことの重要性はご指摘のとおりと考えておりますので、その点については私自身、十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、非常勤の配置についてであります。本市のグループ制においては、非常勤職員はいずれかのグループに属することとなります。そのため、非常勤職員は基本的にグループ内の一般職の職員では対応できない専門的な業務への対応が必要な場合に配置しており、グループ内の業務を専門的に補完する役割を担っております。今後もこのような考え方に基づき、職員配置を行い、公務の執行を円滑に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1番倉本賢議員。
●1番倉本賢議員 冒頭ですね、市長が表現された、「地方自治法の本旨」を発言されてないということで、私の聞き間違いということで、よろしいでしょうか。

●議長内馬場克康君 市長。
●市長高橋幹夫君 大変申し訳ございません。先ほどの、「地方自治法の本旨について」という表現でございますけども、「地方自治の本旨について」の間違いでございます。

単純に私の読み違いということでご理解をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時55分 散会

